

官報号外

平成二十九年五月二十六日

○第百九十三回 衆議院会議録 第二十八号

平成二十九年五月二十六日(金曜日)

議事日程 第二十二号

平成二十九年五月二十六日

午後一時開議

第一 國家戦略特別区域法及び構造改革特別区

域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 医療法等の一部を改正する法律案(内閣

提出)

第三 不動産特定共同事業法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 畜産経営の安定に関する法律及び独立行

政法人農畜産業振興機構法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

平成二十九年五月二十六日 衆議院会議録第二十八号 元議員角屋堅次郎君逝去につき弔詞贈呈の報告 人事官任命につき同意を求めるの件等十二件

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。
永年在職議員として表彰された元議員角屋堅次郎君は、去る四月七日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

○議長(大島理森君) 御報告することあります。
角屋堅次郎君に対する弔詞は、議長において去る二十四日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに決算委員長、公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた從三位勲一等角屋堅次郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第一 医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに決算委員長、公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた從三位勲一等角屋堅次郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第三 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに決算委員長、公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた從三位勲一等角屋堅次郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第四 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに決算委員長、公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた從三位勲一等角屋堅次郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

人事官任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

平成二十九年五月二十六日 衆議院会議録第二十八号 元議員角屋堅次郎君逝去につき弔詞贈呈の報告 人事官任命につき同意を求めるの件等十二件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

原子力規制委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

内閣から、

人事官

公正取引委員会委員

預金保険機構理事

情報公開・個人情報保護審査会委員

中央更生保護審査会委員長

日本銀行政策委員会審議委員

中央社会保険医療協議会公益委員

土地鑑定委員会委員

運輸安全委員会委員

原子力規制委員会委員長及び同委員

及び

原予力規制委員会委員長及び同委員

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

人事官に一宮なほみ君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

次に、

公正取引委員会委員に小島吉晴君を、

運輸安全委員会委員に佐藤雄二君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

平成二十九年五月二十六日 衆議院会議録第二十八号 元議員角屋堅次郎君逝去につき弔詞贈呈の報告 人事官任命につき同意を求めるの件等十二件

官 報 (号 外)

本案は、不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るための措置を講じようとするものであります。

第一に、小規模不動産特定共同事業の登録制度を創設するとともに、その有効期間を五年とすること。

第二に、インターネットを介した取引等に対応するため、契約に際し交付する書面等について、インターネット上での手続に関する規定を整備する二点、

第三に、不動産投資に係る専門的知識及び経験を有する投資家のみを相手方として行う不動産特定共同事業について約款規制を廃止することなどであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十三日本委員会に付託され、同日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君）起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 畜産經營の安定に関する法律及び
独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

法の一部を改正する法律案を議題といたします。農林水産委員長北村委員長の報告を求めます。茂男君。

畜産經營の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

（北村茂男君）たたいま議論となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金等を交付する制度を恒久的な制度として位置づけ、その交付対象となる事業者の範囲を拡大するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、翌十七日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日から質疑に入り、二十三日に参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨二十五日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと

議決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いた
します。
午後一時十九分散会

出席國務大臣

○議長の報告	(通知書受領)	法務大臣 金田勝年君	厚生労働大臣 塩崎恭久君
	↓	農林水産大臣 山本有二君	環境大臣 石井啓一君
	↓	国土交通大臣 松本義偉君	國務大臣 太郎君
	↓	國務大臣 菅麻生公一君	國務大臣 純君
	↓	國務大臣 恭久君	國務大臣 启一君
	↓	大臣 塩崎恭久君	大臣 启一君

○議長の報告
(通知書受領)
一、去る二十三日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。
閣總第一六九号
平成二十九年五月二十三日

内閣總理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿
私は、平成二十九年五月二十五日(木)午前十

及びマルタ共和国訪問のため出張しますので、
御通知いたします。

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の
公布を奏上した旨の通知書を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律

一、去る二十四日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付の旨の通知書を受領した。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各局所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求める
の件)
(報告書及び文書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書及び文書
を受領した。

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定
に基づく平成二十八年度食料・農業・農村の
動向に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定
に基づく平成二十九年度食料・農業・農村施
策についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日 議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辯任
笛川 博義君 青山 周平君
瀬戸 隆一君 中村 裕之君
青山 周平君
笛川 博義君

中村 裕之君 濱戸 隆一君
国土交通委員

議院運営委員	小倉
橋本	將信君
英教君	
高橋ひなこ君	
高橋ひなこ君	鈴木 憲和君
橋本	補欠
英教君	

官 報 (号 外)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。

一般の方々が共謀罪の嫌疑対象にならないとい

う金田法務大臣の発言に関する質問主意書(逢

坂誠二君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領し

た。

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の提唱するクーリビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出「そもそも」の意味として「基本的に」と記載している辞書に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九条に自衛隊の存在についての条項を加憲することの意味に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出中国が進めるシルクロード経済圏構想「一带一路」への日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問に対する答弁書

平成二十九年五月十二日提出

質問 第三〇五号

政府の提唱するクーリビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

環境省のホームページでは、「環境省では、地

球温暖化対策のため、平成十七年の夏から、冷房

時温を二十八度で快適に過ごせる軽装や取組

を促す「クーリビズ」を提唱してきました。これま

での継続的な呼びかけにより、現在のクーリビズ

の認知率が約九割と社会的にも定着してしま

た。今年の実施期間も昨年と同様、五月一日から

九月三十日までといたします。自宅やオフィス等

におけるクーリビズの実践率がさらに向上するよ

う、引き続き呼びかけてまいります」と示されて

いる。

これに連して、菅官房長官は同日の記者会見

で、「皆さんのが過ごしやすい温度でいいのではないか」と述べ、冷房の温度設定は柔軟に対応する

のが望ましいとの考え方を示した。

これらを踏まえて、以下質問する。

一、この環境省の副大臣が「二十八度は不快な温度だ

との声があつたので、対応を検討したい」との

見解を示したことは事実か。

二、この環境省の副大臣の発言を受け、室温設定温度の見直しに関する検討チームなどが立ち上がり

り、見直し作業がはじまるという理解でよい

か。

三、「地球温暖化対策のため、平成十七年の夏」

に、「冷房時の室温を二十八度で快適に過ごせ

る軽装や取組を促す「クーリビズ」を提唱する

にあたり、室温設定温度を二十八度とするこ

とはどのような根拠で決められたのか。具体的に

示されたい。

四、室温設定温度の二十八度に科学的根拠がない

とすれば、「地球温暖化対策のため」という目的

に対する科学的な方法とは言えず、環境省が主張している「地球温暖化対策のため」という表現

は不適切ではないか。

五、官房長官発言の、「皆さんが過ごしやすい温

度でいいのではないか」という見解は妥当であ

り、冷房の温度設定は柔軟に対応すべきだと思

うが、仮に二十八度から二十七度に室温設定温

度が引き下げられた場合

どの程度、地球温暖化対策のためにマイナスの影響が生じるのか。

六、五に連して、仮に二十八度から二十七度に室温設定温度が引き下げられた場合、政府は、

日本全国および首都圏での電力消費量がそれぞれどの程度上昇すると見積もるのか。

七、本年の七月および八月のわが国の最大電力需

要を勘査した場合、かかる室温設定温度はどの程度まで下げ得るのか。その概数について、政

府の見解を示されたい。

八、「皆さんが過ごしやすい温度」で、クーリビズにおける冷房の温度設定を柔軟に対応する場合、最大電力需要が増加することは容易に予測できる。この場合、政府は、必要とされる発電量を安定的に確保するため、原子力発電所の稼働がベースロード電源の確保のためにさらに重要になると考えるのか。見解を示されたい。

右質問する。

五、から八までについて

一、及び二についてでお答えしたとおり、関環

境副大臣は、平成二十九年五月十一日の副大臣

会議において、クーリビズにおける冷房時の室

温の目安を二十八度としていることについて見

直しを行ふ旨の発言はしておらず、政府とし

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の提唱するクーリビズにおける冷房使用時の室温設定温度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員逢坂誠二君提出政府の提唱するクーリビズにおける冷房使用時の室温設定

温度に関する質問に対する答弁書

副大臣会議において、クーリビズにおける冷房

時温の目安を二十八度としていることにつ

いて見直しを行ふ旨の発言はしておらず、クーリビズの普及の在り方等について検討する旨の

発言をしたものである。

三及び四について

副大臣は、平成二十九年五月十一日の

副大臣会議において、クーリビズにおける冷房

時温の目安を二十八度としていることにつ

いて見直しを行ふ旨の発言はしておらず、クーリビズの普及の在り方等について検討する旨の

発言をしたものである。

平成二十九年五月十五日提出
質問 第三〇八号

日本国憲法第九条に自衛隊の存在についての
条項を加憲することの意味に関する質問主意
書

提出者 逢坂 誠二

日本国憲法第九条に自衛隊の存在についての
条項を加憲することの意味に関する質問
主意書

日本国憲法第九条の改正議論について、自民党
の安倍総裁の、平成二十九年五月三日に開催され
た第十九回公開憲法フォーラムへのメッセージや
同日に報じられた読売新聞のインタビューの内容
が一石を投じていて。安倍晋三氏は、「少なくとも
私たちの世代のうちに、自衛隊の存在を憲法上
にしっかりと位置付け、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべきで
あると考えます」と表明している。このように日
本国憲法第九条の現行の規定を維持しつつ、新た
に同条第三項を加憲することは一つの見識ではあ
るもの、その意味が判然としない。
このような事実を踏まえ、現在の政府の憲法解
釈を確認したいので、以下質問する。

一 自衛権に関する政府の定義を示されたい。

二 現行の日本国憲法第九条の条文を維持したま
ま、同条に自衛隊の存在を明示することのみの
条文を加えた場合、同条第一項及び第二項で規
定されるところの政府の自衛権に関する解釈は
変更されず、維持されるという理解でよいか。

三 「防衛法制におけるポジリスト」、「ネガリスト
ト」に関する質問主意書に対する答弁書(内閣
参賛一八六第一〇五号)では、「自衛法は、自
衛隊の行動及び権限を個別に規定しており、い
わゆる「ポジティブリスト」である」、「任務的的
確な遂行に必要な自衛隊の行動及び権限が明確
な形で規定されていることが重要である」と示
されているが、日本国憲法第九条第一項及び第

二項が変更されず、維持されている限り、この
政府の見解は変わらないという理解でよいか。

四 現行の日本国憲法第九条の条文を維持したま
ま、同条に自衛隊の存在を明示する条文を加え
た場合でも、「任務的的確な遂行に必要な自衛
隊の行動及び権限が明確な形で規定されている
ことが重要である」、すなわち立法化に拠らな
い限り、自衛隊が新たな任務や権限を持ち得な
いという理解でよいか。

五 平成十五年五月十六日の衆議院安全保障委員
会で石破防衛庁長官は、「私どもの自衛隊法の
書き方というのはポジリストになつております
から、あれもできる、これもできるという、で
きることが列挙してある。しかし、基本的に軍
隊の法制というのはネガリストであつて、やつ
てはいけないことが書いてあつて、それ以外は
やつてもいい」と答弁しているが、この政府の
見解は現時点でも変更はないという理解でよい
か。

六 現在の「任務的的確な遂行に必要な自衛隊の
行動及び権限に関する法令は、ポジリスト形
式である」という理解でよいか。

七 五及び六に関連して、現行の日本国憲法第九
条の条文を維持したまま、同条に自衛隊の存在
を明示する条文を加えた場合でも、自衛隊の運
用等に関する法令はポジリスト形式であり、実
際の自衛隊の運用や自衛権に関する見解に変更
が生じるわけではないという理解でよいか。

右質問する。

内閣衆一九三第三〇八号
平成二十九年五月二十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
平成二十九年五月十五日提出
質問 第三〇九号

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九条に
自衛隊の存在についての条項を加憲することの
意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

（別紙）
衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法第九
条に自衛隊の存在についての条項を加憲す
ることの意味に関する質問に対する答弁書

一について
個別的自衛権及び集団的自衛権は国際法上の
概念であるところ、国際連合憲章(昭和三十一
年条約第二十六号)第五十一条は、「この憲章の
いかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力
攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国
際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるま
での間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を
害するものではない」と規定しております。この
う個別的自衛権とは、一般に、自國に対する
武力攻撃を實力をもつて阻止することが正当化
される権利をいい、集団的自衛権とは、一般
に、自國と密接な関係にある外國に対する武力
攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかか
わらず、實力をもつて阻止することが正当化さ
れる権利をいうと解されている。我が國が国際
法上、個別的自衛権及び集団的自衛権を有して
いることは、主権國家である以上は当然であ
る。

他方、憲法上、我が國の自衛権についての明
文の規定ではなく、憲法第九条の文言は、我が國
として國際關係において「武力の行使」を行つこ
とを一切禁じてゐるように見えるが、憲法前文
で確認してゐる日本国民の平和的生存権や憲法
第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する國
民の権利を國政上尊重すべきこととしている趣
旨を踏まえて考へると、憲法第九条が、我が國
が自國の平和と安全を維持し、その存立を全う
するために必要な自衛の措置を探ることを禁じ
ているとは到底解されない。同条の下において
も、「武力の行使」の三要件、すなわち、(1)我が
国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が
國と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が

発生し、これにより我が國の存立が脅かされ、
國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底か
ら覆される明白な危険があること、(2)これを排
除し、我が國の存立を全うし、國民を守るため
に他に適當な手段がないこと、(3)必要最小限度
の實力行使にとどまるべきこと、という三要件
に該当する場合の自衛の措置としての「武力の
行使」は許容されると解している。

二から四まで及び七について
お尋ねは、憲法改正を前提とするものである
と考えられるところ、憲法改正については、國
会が発議し、國民投票により決せられるもので
あること等を踏まえ、お答えすることは差し控
えたい。

五及び六について
自衛隊の行動及び権限に係る法令の規定ぶり
に關し、いわゆる「ポジティブリスト」及び「ネ
ガティブリスト」についての確立した定義があ
るとは承知していないが、自衛隊法(昭和二十
九年法律第百六十五号)は、自衛隊の行動及び
権限を個別に規定していることから、いわゆる
「ポジティブリスト」であると認識している。

（別紙）
中国が進めるシルクロード経済圏構想「一
帶一路」への日本政府の対応に関する質問主意
書

提出者 逢坂 誠二

中国が進めるシルクロード経済圏構想「一
帶一路」への日本政府の対応に関する質問
主意書

五月十四日、中国が進めるシルクロード経済圏
構想「一带一路」の国際会議が北京で開幕した。中
國の習近平国家主席は、和平と自由貿易の推進に
向けて、「一带一路」構想に関連して千二百四十億

ドルを投じることを表明した。この国際会議には、二十九カ国の首脳のほか、国連や国際通貨基金、世界銀行など国際機関の代表が出席している。習主席は開幕にあたり、「開かれた協力の基礎を構築し、開かれた世界経済を維持・拡大する必要がある」と訴え、「公正かつ合理的で透明性の高い世界貿易および投資」の枠組み作りを促すような環境を作り出さなければならないと演説した。

この中国の主導する「一帯一路」構想に関して、日本政府がどのように対応するのかを確認したいので、以下質問する。

一 政府は、「一帯一路」構想をどのようなものであると認識しているのか。見解を示されたい。

二 中國から日本政府に対して、この構想への参加、あるいは当該国際会議への招待の呼びかけはあるか。政府の見解を示されたい。

三 中国からの働きかけの有無にかかわらず、この「一帯一路」構想に、今後、政府はどのように対応するべきと考えているのか。見解を示されたい。

四 岸田外務大臣は、五月十二日の記者会見で、「政府からはですね、松村経産副大臣が二階幹事長に同行してフォーラムに出席すると承知をしています。そして政府としての見方、方針ですが、「一帯一路」構想が、地域の持続的な発展に貢献する上で重要な観点等について、是非、参加者間で有意義な議論が行われることを期待したい」と述べている。岸田外務大臣の発言によれば、自民党の二階幹事長が主たる参加者で、政府からの経済産業副大臣の参加は同行という位置づけであると思われるが、政府には閣僚クラスの出席要請はなかったのか。

五 日本はかつてのシルクロードの極東の終点であり、このよき経済圏について議論する国際会議への参加は重要なものと考える。北京で行われている「一帯一路」の国際会議へ政府からは副大臣級を派遣し、担当閣僚を派遣しなかつた。

た理由は何か。政府の見解を示されたい。

六 インド政府は、この「一帯一路」がインドとバキスタンが領有権を争うカシミール地方も通過するため、不快感を表している。五月上旬、横浜で開かれたアジア開発銀行の第五十回年次総会に出席するため訪日していたインドのジャイトリー財務相は、「主権問題があるため、大きな不安を抱いている」と表明している。日本政府から閣僚級が出席しないのは、このような国際関係が影響していることも理由の一つか。

右質問する。

六 インド政府は、この「一帯一路」がインドとバキスタンが領有権を争うカシミール地方も通過するため、不快感を表している。五月上旬、横浜で開かれたアジア開発銀行の第五十回年次総会に出席するため訪日していたインドのジャイトリー財務相は、「主権問題があるため、大きな不安を抱いている」と表明している。日本政府から閣僚級が出席しないのは、このような国際関係が影響していることも理由の一つか。

七 中国が進めるシルクロード経済圏構想「一帯一路」への日本政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

八 中国が進めるシルクロード経済圏構想「一帯一路」への日本政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

総合的に考慮し、松村経済産業副大臣が出席することとした。

が必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年五月十五日提出
質問 第三一〇号

医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問

提出者 中根 康浩
主意書

内閣衆質一九三第三〇九号
平成二十九年五月二十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出中国が進めるシルクロード経済圏構想「一帯一路」への日本政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

質問主意書

学校法人森友学園が、大阪市の条例による保育士不足により同市より事業停止命令が出される状況になっている。子どもの命を預かる保育所において、市の条例に基づく配置基準が満たされないのは容認できるものではないのは当然である。

他方、事業が停止される場合、現在在籍する園児の転園等が重要な問題となる。

このようにサービス産業の中には、医療、介護、保育、教育など、公共性が高く、サービス提供の高い継続性が求められる業種が多い。

公共性の高い分野では、サービス提供者の倒産による突然のサービス喪失が生じた場合の社会的悪影響を考慮せざるを得ず、これが低質な業者の、すみやかな退出の阻害要因になつていてもいえる。

お尋ねの「一帯一路」構想については、地域の持続的な発展に資するものとなるか否かを含め、今後同構想がどのように具体化されていくかを注視していく考えである。

二及び四について

お尋ねの「公共性が高く、継続性が重視される医療、介護、保育、教育などの業種」、「一定期間」及び「預金保険機構のような橋渡し」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「公共性が高く、継続性が重視される医療、介護、保育、教育などの業種」、「一定期間」及び「預金保険機構のような橋渡し」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、保育については、保育を必要とするとの認定を受けた子どもの保育所等の利用に当たり、保育の実施義務を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が当該利用について調整を行ふこととされており、政府としては、各市町村において、お尋ねの「事業者が破たんした際」も含め、必要な保育の提供について、個別の事案に応じて適切に対応されているものと承知して

いる。

一 医療、介護、保育、教育など、公共性が高く、サービス提供の継続性が重視される業種における新陳代謝をどのように考えるか、政府の見解を示されたい。

二 公共性が高く、継続性が重視される医療、介護、保育、教育などの業種の事業者が破たんした際、一定期間のサービスを継続的に提供する

ために、預金保険機構のような橋渡しの仕組み

内閣衆質一九三第三一〇号
平成二十九年五月二十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員中根康浩君提出医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問に対する答付する。

衆議院議員中根康浩君提出医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問に対する答付する。

質問主意書

衆議院議員中根康浩君提出医療、介護、保育、教育など、継続性が求められる業種における事業破たんに関する質問に対する答付する。

に応じて必要な検討を行うこと、また、政府の職員が御指摘の「文化や歴史、経済、産業等」について必要な意見を得た上で業務を適切に遂行することは当然である。

二、七、九及び十について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、お尋ねの川田沖縄担当大臣の発言については、先の答弁書(平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第一九七号)四から六までについてでお答えしたとおりである。

三から六までについて

お尋ねは、沖縄県が作成した資料の内容に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十九年五月十五日提出

質問 第三一二号
羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

羽田新飛行ルートの住民説明会における写真撮影に関する質問主意書

国土交通省は羽田空港の国際線増便を目指して、都心上空を通過する飛行ルートに変更すべく、関係各所で住民に対する説明会を行っています。

五月十日にも和光市で羽田新飛行ルートの説明会が実施されました。説明会参加によると、国土交通省の職員が説明をしている時に、別の職員が正面から参加者にカメラを向けて、何の断りもなく写真撮影を始めたということです。参加者からの抗議を受け、その場では謝罪し、その後の撮影は行われなかつたそうですが、この事実を踏まえて、以下、質問します。

このように参加者に断りもなく写真撮影を行う行為は不適切だと考えますが、政府の見解を伺います。

二 参加者の顔が写るような正面から写真撮影をした理由、目的は何ですか。

三 実際に顔が写っていないなくても、参加者は顔がない。

四 それとも、参加者に萎縮させる意図を持つて、写真撮影を行ったのですか。

五 過去の説明会でも同様のことを行っていたのですが。

六 今後、羽田新飛行ルートの説明会に限らず、道路建設、ダム建設など公共事業に關係して行う住民説明会で、参加者の断りもなく写真撮影を行うことはやめるべきと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九三第三二二号
平成二十九年五月二十三日
衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

り、当該写真撮影について、不適切であつたとは考えておらず、「萎縮して発言を控えてしまいかねない」との御指摘は当たらず、また、御指摘の「参加者に萎縮させる意図」はなかつた。

五について
お尋ねの「同様のこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新経路案についての過去の住民説明会において、参加者のプライバシーに配慮しながら、写真撮影を行つてきたところである。

六について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

七について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

八について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

九について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十一について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十二について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十三について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十四について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十五について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十六について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十七について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十八について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

十九について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

二十について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

二十一について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

二十二について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

二十三について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

二十四について
御指摘の住民説明会における写真撮影を行う場合には、参加者にその旨を説明すること等により、今後も参加者のプライバシーに配慮しながら、適切に行つてまいりたい。

方法一を「電磁的方法」に改め、第二章第一節中同条の次に次の二条を加える。

第六条の四の二 助産所の管理者(出張のみによつてその業務に従事する助産師にあつては当該助産師。次項において同じ。)は、妊婦又は産婦(以下この条及び第十九条第二項において「妊婦等」という。)の助産を行うことを約したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を担当する助産師に

は産婦(以下この条及び第十九条第二項において「妊婦等」という。)の助産を行ふことを約したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊婦等の助産を担当する助産師に

第八十九条第一号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項に改める。」

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中第八号を第九号とし、第三四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 医療の高度の安全を確保する能力を有すること。

第六条の五を次のように改める。

第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」といいう。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。

二 誇大な広告をしないこと。

三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

四 広告をしないこと。

三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準による医療に関する適切な選択を阻害するものとされる場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

九 患者又はその家族からの医療に関する相談に応じるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項。

十 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらとの者と当該病院又は診療所との間に広告をしてはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

二 診療科名

三 当該病院又は診療所の名称、電話番号及

び所在の場所を表示する事項並びに当該病院又は診療所の管理者の氏名

四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合に

は、その旨

六 地域医療連携推進法人(第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいいう。第三十条の四第十項において同じ。)の参加病院等(第七十条の二第一項第二号に規定する参加病院等をいう。)である場合に

は、その旨

七 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

八 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

九 患者又はその家族からの医療に関する相談に応じるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項。

十 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらとの者と当該病院又は診療所との間に広告をしてはならない。

十一 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらとの者と当該病院又は診療所との間に広告をしてはならない。

十二 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)

十三 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十四 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

十五 厚生労働大臣は、第二項第四号若しくは前項の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案又は同項第八号若しくは第十二号から第十四号までに掲げる事項の案の作成をしようとするときは、医療に関する専門的科学的知見に基づいて立案又は作成をため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聽かなければならぬ。

十六 第六条の六第一項中「前条第一項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同条第四項中「を広告する」を「について広告をする」に、「氏名を」を「氏名について」に、「広告をしなければ」を「広告をしなければ」に改める。

十七 第六条の七を次のように改める。

第六条の七 何人も、助産師の業務又は助産所に關して、文書その他のいかな方法によるを問わず、広告をする場合には、虚偽の広告を

の連携に関する事項

十一 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六条の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十二 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害するこ

とがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。

二 誇大な広告をしないこと。

三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に關し必要な基準として厚生労働省令で定める基準による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

五 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一 助産師である旨

二 当該助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該助産所の管理者の氏名

三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応じるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱い

してはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害するこ

とがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。

二 誇大な広告をしないこと。

三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に關し必要な基準として厚生労働省令で定める基準による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

五 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一 助産師である旨

二 当該助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該助産所の管理者の氏名

三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無

四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項

五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応じるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱い

を確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項

七 第十九条第一項に規定する嘱託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項

八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項

九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

第六条の八第一項中「第三項若しくは第四項」を「から第三項まで」に、「前条各項」を「前条に、「行つた」を「した」に改め、同条第二項中「第六条の五第一項若しくは第四項」を「第六条の五第二項若しくは第三項」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「行つた」を「した」に改める。

第七条第一項中「第二十四条」の下に「第二十四条の二」を加える。

第十一条の二 特定機能病院の開設者は、前条の規定により管理させる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、第十六条の三第一項各号に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。

2 前項の規定による特定機能病院の管理者の選任は、厚生労働省令で定めるところにより、特定機能病院の開設者と厚生労働省令で定める特別の関係がある者以外の者を構成員に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて行わなければならない。

第十五条第一項中「その病院」を「この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院に

院」に、「その業務遂行に欠けるところのないよう」を「その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき」に改め、同条第二項中「管理者は」の下に「この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該を加え、「その業務遂行に遺憾のないように」を「その他当該助産所の管理及び運営につき」に改める。

第五十五条の二中「管理者は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

病院、診療所又は助産所の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、次に掲げる者に委託しなければならない。

一 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所の開設者

二 病院又は診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であつて、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条の二に次の一項を加える。

第十五条の二 病院、診療所又は助産所の管理者は、当該病院、診療所又は助産所において、その者が検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法その他の事項が検体検査の業務の適正な実施に必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより、第十六条の三第一項各号に掲げる事項の実施その他の特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。

二 医療の安全の確保に関する監査委員会を設置すること。

三 当該管理者の業務の執行が法令に適合することを確保するための体制、当該開設者による当該特定機能病院の業務の監督に係る体制その他の当該特定機能病院の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

四 その他当該管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務の適切な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定めたる措置

第四号から第六号までを「号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。」

四 医療の高度の安全を確保すること。

第十六条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定機能病院の管理者は、特定機能病院の管理及び運営に関する事項のうち重要なものとして厚生労働省令で定めるものを行う場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該管理者並びに当該特定機能病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他者の者をもつて構成する合議体の決議に基づいて行わなければならない。

第十八条中「開設者」を「その開設者」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 特定機能病院の開設者は、当該特定機能病院の管理者による当該特定機能病院の管理及び運営に関する業務が適切に遂行されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

二 当該特定機能病院の管理及び運営について当該管理者が有する権限を明らかにすること。

三 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

四 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

五 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

六 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

七 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

八 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

九 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

十 当該管理者が有する権限を明らかにすること。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき(第二十三条の二のないよう)を「その他当該助産所の管理及び運営につき」に改め、同条第二項中「管理者は」の下に「この法律に定める管理者的責務を果たせるよう、当該を加え、「その業務遂行に遺憾のないように」を「その他当該助産所の管理及び運営につき」に改める。

第五十五条の二中「管理者は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

病院、診療所又は助産所の開設者に對し、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を定めて、必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

又は前条第一項に規定する場合を除く。)は、この法律の施行に必要な限度において、当該

病院、診療所又は助産所の開設者に對し、期間を定めて、必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

又は前条第一項に規定する場合を除く。)は、この法律の施行に必要な限度において、当該

病院、診療所又は助産所の開設者に對し、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を定めて、必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

第二十五条第二項中「ときは」の下に「、この法律の施行に必要な限度において」を加え、「又は助産所」を「若しくは助産所」に、「又は管理者」を「若しくは管理者」に、「命ずる」を「命じ、又は當該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改め。

第二十八条中「開設者」を「その開設者」に改めること。

第二十九条第一項中「又は開設者」を「又はそ

の開設者」に改め、同項第三号中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二第二項」を加え、同条第四項第二号中「第十二条の三第一項」を「第十条の二、第十二条の三第一項又は第十九条の二」に改め、同項第四号中「第十六条の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十条及び第七十四条第一項中「第二十四条第一項」の下に「、第二十四条の二」を加える。

生虫学的検査又は生化学的検査の業務について
は、なお従前の例による。

(平成十八年改正法の一項改正に伴う経過措置)
第七条 第二号施行日前認定医療法人(第二号施

行日前認定(第二号施行日前にされた平成十八
年改正法附則第十条の三第一項の認定をいう。

以下この項並びに次条第一項及び第二項におい
て同じ)を受けた平成十八年改正法附則第十条
の二に規定する経過措置医療法人をいう。次項
並びに次条第一項及び第二項において同じ)に
係る第二号施行日前認定移行計画(第二号施行
日前認定に係る移行計画(平成十八年改正法附
則第十条の三第一項に規定する移行計画をい
う。次条第三項において同じ)をいう。同条第
一項及び第二項において同じ)の変更について
第二号施行日以後に厚生労働大臣が平成十八年
改正法附則第十条の四第一項の認定を行う場合
における同条第五項の規定の適用については、
同項中「前条第四項」とあるのは、「前条第四項
(第四号を除く。)」とする。

2 第二号施行日前認定医療法人については、第
四条の規定による改正後の平成十八年改正法
(次条第一項及び第三項において「新平成十八年
改正法」という。)附則第十条の六から第十条の
八までの規定は適用せず、第四条の規定による
改正前の平成十八年改正法附則第十条の六から
第十条の八までの規定は、なおその効力を有す
る。

3 特例認定に係る移行計画の変更について厚生
労働大臣が平成十八年改正法附則第十条の四第
一項の認定を行う場合における同条第五項にお
いて準用する新平成十八年改正法附則第十条の
三第四項の規定の適用については、同項第三号
中「第一項の認定の日」とあるのは、「医療法等
の一部を改正する法律(平成二十九年法律
第二号)附則第七条第一項に規定する第二
号施行日前認定を受けた日」とする。

4 第二号施行日前認定を受けた日」とする。

5 第二号施行日前認定を受けた日」とする。

6 助産所の管理者は、妊婦等の助産を行うこ
とを約したときは、当該妊婦等の異常に対応
する病院等の名称等について、担当の助産師
により、当該妊婦等への書面の交付及び適切
な説明が行われるようにならなければならない
ものとすること。

7 この法律は、一部を除き、公布の日から起
算して一年を超えない範囲内において政令で
定める日から施行すること。

中「第六条の五第三項」を「第六条の五第一項」に
改め、同表第八十九条第一号の項中「から第十
二条まで」を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第八条 第二号施行日前認定医療法人が前項の規定に
よる平成十八年改正法附則第十条の三第一項の
認定(以下この項及び次項において「特例認定
号施行日前認定を受けた日」とする。

2 第二号施行日前認定医療法人が受けた第二号施行
日前認定を受けたときは、当該第二号施行日前
認定医療法人が受けた第二号施行日前認定(第
二百八十九号)の一部を次のようにより改定する。
第十八条第五項中「第六条の五第一項」を「第六
条の五第三項」に、「を広告する」を「の広告
(同法第六条の五第一項に規定する広告をい
う)」とする。

3 特例認定に係る移行計画に係る平成十八年改
正法附則第十条の四第一項の認定を含む)は、
当該特例認定を受けた日から将来に向かってそ
の効力を失う。

4 第二号施行日前認定に係る移行計画の変更につ
いて厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十
条の四第一項の認定を受けた日から将来に向か
ってその効力を失う。

5 第二号施行日前認定に係る移行計画の変更につ
いて厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十
条の四第一項の認定を受けた日から将来に向か
ってその効力を失う。

6 第二号施行日前認定に係る移行計画の変更につ
いて厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十
条の四第一項の認定を受けた日から将来に向か
ってその効力を失う。

7 第二号施行日前認定に係る移行計画の変更につ
いて厚生労働大臣が平成十八年改正法附則第十
条の四第一項の認定を受けた日から将来に向か
ってその効力を失う。

1 病院等の中で検体検査を行う場合の施設の
構造設備等に関する基準の創設、衛生検査所
等において行われる検体検査の精度の確保に
関する基準の明確化の措置を講ずるほか、檢
査の分類は厚生労働省令で定めることを規定す
ること。

2 特定機能病院の承認要件に医療の高度の安
全を確保する能力を有することを追加するとともに、多職種で構成される合議体の決議に
基づく管理運営の確保、管理者の選任方法の
透明化、開設者による管理者の権限の明確化
の義務付け等の措置を講ずるものとするこ
と。

3 病院等のウェブサイト等についても虚偽の
広告等をしてはならないものとすること。この
の場合において、医療を受ける者による医療
に関する適切な選択が阻害されるおそれが少
ない場合を除いては、診療科名等の広告可能
な事項以外の広告をしてはならないものとす
ること。

4 持分の定めのない医療法人へ移行しようと
する医療法人の移行に関する計画について、
計画の認定の要件等を見直すとともに、厚生
労働大臣が認定を行うことができる期限を平
成三十二年九月三十日まで延長すること。

5 都道府県知事等が病院等の開設者の事務所
等への立入検査等を行うことができるようす
ること。

6 助産所の管理者は、妊婦等の助産を行うこ
とを約したときは、当該妊婦等の異常に対応
する病院等の名称等について、担当の助産師
により、当該妊婦等への書面の交付及び適切
な説明が行われるようにならなければならない
ものとすること。

7 この法律は、一部を除き、公布の日から起
算して一年を超えない範囲内において政令で
定める日から施行すること。

第八条 第二号施行日前認定医療法人であつて、
第一号施行日前認定を受けた日から第二号施行
日前認定移行計画に記載された平成十八年改正
法附則第十条の三第二項第四号に掲げる移行の
期限(以下この項において「移行期限」という。)
までの間にあるものは、第二号施行日から当該
移行期限までの間のいずれかの日において、同
条第一項の認定を受けることができる。この場
合における新平成十八年改正法附則第十条の三
第四項の規定の適用については、同項第三号中
を加え、同項第七項の表第八十七号第一号の項

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律の規定による改正後の規定の施
行の状況について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正)

第十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
(昭和四十六年法律第百三十九号)の一部を次の
ようにより改正する。

第一百条 第五百項中「同条第一項第一号」を「同条
第三項第一号」に改め、同条第六項中「第六条の
五第一項第六号」を「第六条の五第三項第七号
に改め、「歯科医師」とあり、「の下に」並びに
を加え、同項第七項の表第八十七号第一号の項

安全で適切な医療提供の確保を推進するため、
検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び
運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制
の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計
画認定制度の延長等の措置を講ずる必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

1 病院等の中での検体検査を行なう場合の施設の
構造設備等に関する基準の創設、衛生検査所
等において行われる検体検査の精度の確保に
関する基準の明確化の措置を講ずるほか、検
査の分類は厚生労働省令で定めることを規定す
ること。

2 特定機能病院の承認要件に医療の高度の安
全を確保する能力を有することを追加するとともに、多職種で構成される合議体の決議に
基づく管理運営の確保、管理者の選任方法の
透明化、開設者による管理者の権限の明確化
の義務付け等の措置を講ずるものとするこ
と。

3 病院等のウェブサイト等についても虚偽の
広告等をしてはならないものとすること。この
場合において、医療を受ける者による医療
に関する適切な選択が阻害されるおそれが少
ない場合を除いては、診療科名等の広告可能
な事項以外の広告をしてはならないものとす
ること。

4 持分の定めのない医療法人へ移行しようと
する医療法人の移行に関する計画について、
計画の認定の要件等を見直すとともに、厚生
労働大臣が認定を行うことができる期限を平
成三十二年九月三十日まで延長すること。

5 都道府県知事等が病院等の開設者の事務所
等への立入検査等を行うことができるようす
ること。

6 助産所の管理者は、妊婦等の助産を行うこ
とを約したときは、当該妊婦等の異常に対応
する病院等の名称等について、担当の助産師
により、当該妊婦等への書面の交付及び適切
な説明が行われるようにならなければならない
ものとすること。

7 この法律は、一部を除き、公布の日から起
算して一年を超えない範囲内において政令で
定める日から施行すること。

同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四十条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 この法律において「適格特例投資家限定事業」とは、第四項第一号に掲げる行為で業として行うものであつて、適格特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするものをいう。

11 この法律において「適格特例投資家限定事業者」とは、第五十九条第二項の規定による届出をした者をいう。

12 第二条第六項第一号中「不動産特定共同事業者」の下に、「小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者」と加え、同項第三号中「限られた者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者（第六項第二号に掲げる行為に係る事業（以下「小規模第二号事業」という。）を行ふ者に限る。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

13 この法律において「小規模不動産特定共同事業者」とは、第四十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

14 第二条第六項第一号中「不動産特定共同事業者」の下に、「小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者」と加え、同項第三号中「限られた者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者（第六項第二号に掲げる行為に係る事業（以下「小規模第二号事業」という。）を行ふ者に限る。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

15 四 不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産について、宅地の造成又は建物の建築に関する工事その他主務省令で定める工事であつてその費用の額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして主務省令で定める金額を超えるものを行う場合にあつては、特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするものであること。

官 報 (号)

16 第二条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

この法律において「小規模不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

17 一 第四項第一号に掲げる行為であつて、当該行為に係る不動産特定共同事業契約第三項第一号又は第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に限る。次号において同じ。)に基づき事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれの

ないものとして政令で定める金額を超えないもの

二 第四項第三号に掲げる行為であつて、当該行為に係る不動産特定共同事業契約に基づき事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

7 この法律において「小規模不動産特定共同事業者」とは、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者並びに資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社をいう。

8 この法律において「適格特例投資家」とは、特例投資家のうち、不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を特に有すると認められる者として主務省令で定める者をいう。

9 この法律において「特例投資家」とは、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者並びに資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社をいう。

10 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第四十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

11 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第五十九条第二項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

12 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第六十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

13 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第六十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

14 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第六十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

15 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第六十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

16 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第六十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

17 この法律において「特例投資家限定事業者」とは、第六十一条第一項の登録を受けて事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないもの

のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

十 電子取引業務(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより、勧誘の相手方に不動産特定共同事業契約の締結の申込みをさせる業務をいう。以下同じ。)を行ふ場合には、その旨

十一 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十二 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十三 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十四 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十五 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十六 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十七 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十八 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

十九 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

二十 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

二十一 第五条第二項中「第二条第四項第一号に掲げる行為に係る事業（以下「第一号事業」という。）」を「第一号事業」に、「第四号」を「第四号」に改め、「掲げるものを」の下に「除き、特例投資家のみを相手方又は事業参加者として第一号事業を行おうとする者にあつては第一号事業に係る第四号に掲げるものを」を加える。

た日から当該処分があつた日又は処分しないことの決定があつた日までの間に第四十八条第一項第四号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、当該通知があつた日前六十日以内に当該小規模不動産特定共同事業者の役員であった者で当該届出の日から五年を経過しないもの

二十二 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第一項の規定により適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該届出の日から五年を経過しないもの

二十三 不動産特定共同事業者の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

二十四 適格特例投資家限定事業者が第六十一条第一項の規定による通知があつた日から当該処分の日から五年を経過しないもの

二十五 第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該届出の日から五年を経過しないもの

二十六 該適格特例投資家限定事業者の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

二十七 第八項の規定による通知があつた日から当該処分の日から五年を経過しないもの

二十八 第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該届出の日から五年を経過しないもの

二十九 第八項の規定による通知があつた日から当該処分の日から五年を経過しないもの

三十 第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該届出の日から五年を経過しないもの

三十一 第八項の規定による通知があつた日から当該処分の日から五年を経過しないもの

三十二 第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該届出の日から五年を経過しないもの

三十三 第八項の規定による通知があつた日から当該処分の日から五年を経過しないもの

官 報 (号 外)

る場合を含む。」を、「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者」を加え、同条を第七十八条とする。

第五十二条第三号中「第五十五条」の下に「第五十二条第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「又は第四十六条第五項」を「第五十二条第一項若しくは第二項、第六十一條第六項又は第六十七条第五項」に改め、同条に次の三号を加える。

五 不正の手段により第四十一条第一項の登録を受けた者

六 第五十九条第二項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に違反して、届出をしないで適格特例投資家限定事業を営んだ者

七 第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に違反した者

第五十二条を第七十七条とする。

第七章を第十章とする。

第六章中第五十一条を第七十六条とし、第五十二条を第七十五条とする。

第四十九条の二中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条を第七十四条とする。

第四十九条を第七十三条とする。

第四十八条の三中「第四十条の二第五項」を「第五十八条第五項及び第六十条」に、「前条」を「第十九条(第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、「閲覧」の下に「第四十九条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧」を加え、同条を第七十二条とする。

第四十八条の二を削る。

第四十八条を第七十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十八条を第七十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(都道府県知事への通知)
第七十一条 主務大臣は、第三条第一項の許可、
第九条第一項若しくは第二項の認可、第四十二条
第一項の登録若しくは第四十六条第一項若しくは
第二項の変更登録をし、又は第十条、第十五条
第一項、第四十七条第一項、第四十八条第三項、
第一項、第五十八条第三項、第四项若しくは第八
項、第五十九条第二項若しくは第五项若しくは
第六十一条第四項に規定する届出を受理したと
きは、遅滞なく、その旨その他主務省令で定め
る事項を、不動産特定共同事業者、小規模不動
産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投
資家限定事業者の主たる事務所の所在地を管轄す
る都道府県知事に通知しなければならない。
第四十七条第一項中「第二十二条の下に」「(第五
十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え
び「(次項において「宅地建物取引業者」という。)」
を削り、同条第二項中「第二十六条の下に」「(第五
十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え
え、同条を第六十九条とする。
第四十六条の二の前の見出しを削り、同条中
「第四十条の下に」「(これらの規定を第五十条第二
項において準用する場合を含む。)」を、「不動産特
定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共
同事業者」を加える。
2 第二十六条及び準用金融商品取引法第四十条
(第一号を除く。)(これらの規定を第五十条第二
項において準用する場合を含む。)並びに第五十五
条第一項及び前条第二項の規定により読み替
えて適用する場合を含む。)の規定は、不動産特
定共同事業者、特例投資家相手方又は事業参加
者として特例事業を行ふ場合は、適用しない。
3 第二十三条第一項(第五十条第二項において
準用する場合(第五十八条第六項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。)並びに第五十五
条第一項及び前条第二項の規定により読み替
えて適用する場合を含む。)の規定は、不動産特

定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者は、特例事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときについては、適用しない。

4 第三十三条第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が特例投資家のみを相手方として不動産特定共同事業契約の締結の代理をする場合であつて、当該不動産特定共同事業契約により当該不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているときについては、適用しない。

第四十六条の二を第六十八条とし、同条の前に見出しとして「(適用の除外)」を付する。

第四十六条第二項中「場合において」の下に「第二十二条の二第一項及び」を加え、「第四十六条第五项」を「第六十七条第三項」に、「第四十六条第五项」を「第六十七条第五項」に改め、同条を第六十七条とする。

第四十五条中「若しくは特例事業者」を「、小規模不動産特定共同事業者 特例事業者若しくは適格特別投資家限定事業者」に、「若しくは当該特例事業者」を「、当該小規模不動産特定共同事業者、当該特例事業者若しくは当該適格特例投資家限定事業者」に改め、同条を第六十六条とする。

第四十四条の見出し中「許可」の下に「又は登録」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第四十一条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十八条第二項の規定により第四十一条第一項の登録が効力を失つたとき、又は第五十三条の規定により同項の登録が取り消されたときは、当該登録に係る小規模不動産特定共同事業者であつた者又はその一般承継人は、当該

小規模不動産特定共同事業者又は当該小規模不動産特定共同事業者に係る委託小規模特例事業者(当該小規模不動産特定共同事業者に業務を委託した小規模特例事業者をいう)が締結した不動産特定共同事業契約に基づく業務を結了する目的の範囲内においては、なお小規模不動産特定共同事業者とみなす。

第六章を第九章とする。

第四十四条を第六十五条规定する。

第五章中第四十三条を第六十四条とし、第四十二条を第六十三条とする。

第四十一条第一項中「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者」を加え、同条第五項中「特例事業者が」を「特例事業者(小規模特例事業者を除く。)が」に、「第十四条まで及び第二十三条第一項」を「第十五条まで、第二十三条规定」、第二十六条及び第二十七条に改め、「を除く。」の下に「及び第四十条(第一号を除く。)」を加え、「第七章及び第八章」を「第十章及び第十一章」に、「第八号」を「第十一号」に、「四十一条の二第二項第一号」を「第五十八条第二項第一号」に、「四十一条の二第三項第一号」を「第五十八条第三項第一号」に改め、「とするの下にほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第九項中「前条第二項」を「第四十条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 小規模特例事業者が特例事業を営む場合においては、当該小規模特例事業者を主務大臣の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者とみなして、第四十八条第一項及

び第四十九条並びに第五十条第二項において準用する第十四条、第十五条、第二十三条第一項、第二十六条及び第二十七条並びに準用金融商品取引法第三十九条(第三項ただし書及び第五項を除く。)及び第四十条(第一号を除く。)並びにこれらの規定に係る第十章及び第十一章の規定を適用する。この場合において、第四十九条中「第四十二条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第五十八条第二項第一号及び第二号」と、「小規模不動産特定共同事業者登録簿」とあるのは「第五十八条第二項第一号から第五号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を登載した小規模特例事業者名簿」と、「書類を含む。」とあるのは「書類」と、第五十条第二項において準用する第二十三条第一項中「ときは」とあるのは「ときは、その不動産取引に係る業務を委託する小規模不動産特定共同事業者の」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章の二中第四十条の二を第五十八条とし、同章を第六章とし、同章の次に次の二章を加える。

(適格特例投資家限定事業の届出等)

官報(号外)

- 2 第五十九条 適格特例投資家限定事業者は、第三条第一項の規定は、適用しない。
- 3 同事業者及び特例事業者を除く。は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 一 商号又は名称及び住所
- 5 二 役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 6 三 事務所の名称及び所在地
- 7 四 資本金又は出資の額
- 8 五 適格特例投資家限定事業の概要

六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

八 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 次項に掲げる事項に該当しないことを誓約する書面

四 その他主務省令で定める書面

五 第六条各号(第十一号を除く。)のいずれか(不動産特定共同事業契約に基づき營まれる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業者(第六十九条第一項及び第二項において「宅地建物取引業者」という。)に委託する場合にあつては、第六条第二号を除く。)に該当する者(不動産特定共同事業者及び小規模不動産特定共同事業者を除く。)は、適格特例投資家限定事業を行つてはならない。

六 適格特例投資家限定事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

七 業務等に関する規定の適用

八 第六十一条 適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業を営もうとする法人

九 第六十二条 適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業として開始した事業が適格特例投資家限定事業として開始した事業が適格特例投資家限定事業に該当しなくなつたときは、当該適格特例投資家限定事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

十 第六十三条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十一 第六十四条 適格特例投資家限定事業者として開始した事業が適格特例投資家限定事業に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十二 第六十五条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十三 第六十六条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十四 第六十七条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十五 第六十八条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十六 第六十九条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十七 第七十一条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十八 第七十二条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十九 第七十三条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十 第七十四条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十一 第七十五条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十二 第七十六条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十三 第七十七条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十四 第七十八条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十五 第七十九条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十六 第八十一条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十七 第八十二条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十八 第八十三条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二十九 第八十四条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

三十 第八十五条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

三十一 第八十六条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

三十二 第八十七条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

三十三 第八十八条 適格特例投資家限定事業者に該当しなくなつたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

き、又は損害を与えるおそれがあると認められるとき。

二 業務に關し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

四 業務に關し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

五 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

六 業務に關し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

七 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

八 業務に關し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

九 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十一 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十二 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十三 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十四 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十五 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十六 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十七 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十八 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

十九 業務に關し他の法令に違反し、適格特例投

資家限定事業者として不適當であると認められるとき。

第四十条、第五十四条第一項後段(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十七条において準用する第二十二条の規定に違反したとき。

三 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく主務大臣又は都道府県知事の处分に違反したとき。

五 不動産特定共同事業に關し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 役員又は政令で定める使用者のうちに、業務の停止をしようとしたとき以前五年以内に不動産特定共同事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者で当該都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に関し、前項第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。(登録の取消し)

第五十三条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小規模不動産特定共同事業者の登録を取り消すことができる。

一 第六条第二号から第四号まで又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十四条第二号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 不正の手段により第四十一条第一項の登録を受けたとき。

四 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

(業務管理者の解任命令)

第五十四条 主務大臣又は都道府県知事は、その第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者(第五十条第二項において準用する第十七条第一項の規定により置かれた者をいう。以下この条において同じ。)がその業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときは、当該小規模不動産特定共同事業者に対し、その解任を命ずることができる。

この場合において、当該小規模不動産特定共同事業者は、その命令を受けた日から一年以内に当該命令をした主務大臣又は都道府県知事に於てその命令をしてはならない。

都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務管理者が当該不動産特定共同事業者に係る業務を行つたと認められる場合は、前項の規定を適用する。

前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。(登録の失効)

第五十五条 小規模不動産特定共同事業者が第四十一条第一項の登録を受けた後、第三条第一項第一号までのいずれかに該当するに至つたときは、当該小規模不動産特定共同事業者の登録を取り消すことができる。

第三条 新法第七十一条の規定は、施行前にされた許可若しくは認可の申請又は届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旧法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がなされていないものについては、該処分については、なお従前の例による。

(監督に関する規定の準用)

第五十七条 第三十二条、第三十三条、第三十八条及び第三十九条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第三十二条中「第三号事業」とあるのは「小規模第二号事業」と、第三十三条中「第三条第一項の許可」とあるのは「第四十一条第一項の登録」と、第三十条八条中「第三十五条第一項若しくは第二項又は第三十六条」とあるのは「第五十二条第一項若しくは第二項又は第五十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 都道府県知事は、主務大臣又は他の都道府県知事の第四十一条第一項の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る業務を行つたと認められる場合は、前項の規定を適用する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際にこの法律による改正前の不動産特定共同事業法(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項の規定によりおいて「旧法」という。)第三条第一項の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に」を加える。

第三条 新法第七十一条の規定は、施行前にされた許可又は次項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三条第一項の許可であつて旧法第二条第四項第三号に掲げる行為に係る事業(以下この項において「旧第三号」という。)を受けたときは、その者に係る従前の主務大臣又は都道府県知事の第四十一条第一項の登録は、その効力を失う。(登録の抹消)

第五十六条 主務大臣又は都道府県知事は、第四十一条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第四十五条、第四十八条第二項若しくは前条の規定により第四十一条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は第五十三条の規定により同項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旧法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分については、なお従前の例による。

(都道府県知事への通知に関する経過措置)

第三条 新法第七十一条の規定は、施行日前にされた許可若しくは認可の申請又は届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旧法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分については、なお従前の例による。

(監督上の処分に関する経過措置)

第四条 不動産特定共同事業者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関する経過措置

第三条 新法第七十一条の規定は、施行日前にされた許可若しくは認可の申請又は届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旧法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)」の項中「第四十条の二第五項」を「第五十八条第五項及び第六十条」に、「第四十八条の二」を「第四十九条第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に、「主務大臣」を「主務大臣」に改め、「閲覧に」の下に、「第四十九条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に」を加える。

第六条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号ハ中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十三項中「特例事業者」を「小規模不動産特定共同事業者」(第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。)、同条第九項に規定する特例事業者(以下この項において「特例事業者」という。)又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの(第二号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。)に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に、「平成三十一年三月三十一日まで」を「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

一 小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者(不動産特定共同事業法第二十二条の二第三項に規定する小規模特例事業者(次号において「小規模特例事業者」という。)に限る。)次に掲げる不動産
イ 昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、政令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋とするもの

口 イに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地
二 特例事業者(小規模特例事業者を除く。)及び特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産
イ 建替え(建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。)その他総務省令で定める行為により家屋の主な内容は次のとおりである。

(都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。)の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

ロ イに掲げる土地を敷地とするイに掲げる建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

ハ イに掲げる土地の上に新築される特定家屋

二 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

ホ ニに掲げる家の敷地の用に供されている土地

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
ホ ニに掲げる家の敷地の用に供されて

第八条 第九条第十三項の規定は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第九条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の三第一項中「第二条第七項」を「第二条第九項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十三条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百三十六号及び第二百八十四条第二項中「第八号」を「第十二号」に改める。

(暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第十二条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
別表第四十二号中「第七章」を「第十章」に改め
る。

(暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十二条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十三条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百三十六号及び第二百八十四条第二項中「第八号」を「第十二号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十二条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百三十六号及び第二百八十四条第二項中「第八号」を「第十二号」に改める。

(不動産特定共同事業法第四十一条第一項(小規模不動産特定共同事業の登録)の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録(更新の登録を除く。)の規定により主務大臣がする変更の登録(同法第四十二条第一項第六号(登録の申請)の小規模不動産特定共同事

登録件数
円

一件につき三万円

第二十二条第一項第八号中「第四十九条第一項」を「第七十三条第一項」に改める。
(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十二条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百三十六号及び第二百八十四条第二項中「第八号」を「第十二号」に改める。

(暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律の一部改正)

登録件数
円

一件につき十五万円

<p>1 小規模不動産特定共同事業の創設</p> <p>(一) 第二条第四項第一号又は第三号に掲げる不動産特定共同事業のうち、事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が一定規模以下のものを小規模不動産特定共同事業として新たに定義すること。</p> <p>(二) 小規模不動産特定共同事業のみを行なう者は、主務大臣又は都道府県知事の登録を受けることにより事業を行うことができる。</p> <p>2 電子的方法による取引への対応</p> <p>(一) 不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書の交付を電子的方法によることができること。</p> <p>(二) 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、一定の業務管理体制を整備しなければならないこと。</p> <p>3 特例事業参加者の範囲の拡大</p> <p>不動産取引の目的となる不動産について、一定金額を超える宅地の造成、建物の建築に関する工事等を伴わない場合に限り、特例投資家以外の投資家も特例事業に参加できる」と。</p> <p>4 特例投資家向け事業における約款規制の緩和</p> <p>特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業を行なう場合には、約款に基づく不動産特定共同事業契約の締結義務を免除すること。</p> <p>(一) 特例投資家のみを事業参加者として事業を行う者については、許可申請に当たつて、約款の審査を不要とすること。</p> <p>(二) 特例投資家のうち不動産に対する投資に関する専門的知識及び経験を特に有すると認められる者を適格特例投資家として新たに定義する。</p>	<p>1 不動産特定共同事業のみを行なう者は、届出により事業を行うことができる。</p> <p>2 小規模不動産特定共同事業を行なう者は、主務大臣又は都道府県知事の登録を受けることにより事業を行うことができる。</p> <p>3 不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書の交付を電子的方法によることができる。</p> <p>4 特例事業参加者の範囲の拡大</p> <p>不動産取引の目的となる不動産について、一定金額を超える宅地の造成、建物の建築に関する工事等を伴わない場合に限り、特例投資家以外の投資家も特例事業に参加できる」と。</p> <p>5 特例投資家向け事業における約款規制の緩和</p> <p>特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業を行なう場合には、約款に基づく不動産特定共同事業契約の締結義務を免除すること。</p> <p>(一) 特例投資家のみを事業参加者として事業を行う者については、許可申請に当たつて、約款の審査を不要とすること。</p> <p>(二) 特例投資家のうち不動産に対する投資に関する専門的知識及び経験を特に有すると認められる者を適格特例投資家として新たに定義する。</p>

以下同じ。)の販売に関する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

乳製品の販売予定数量

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第九条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業を行った事業者をいう。以下同じ)は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対して、その者に生乳買取販売に係る売渡しをした者に対する生乳受託販売に係る売渡しをした者に對し、その者に生乳買取販売に係る売渡しをした者に對して交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に對し交付しなければならない。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをして、当該報告に係る事項を、同項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定による報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて、農林水産省令で定めるものをいう)に提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第十八条を第三十三条规定とする。

第十七条中「第十五条第一項若しくは第二項を「第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項の下に若しくは第二項」を加え、同条を第三十二条とす

る。

第十六条中「交付金」を「機構から交付金又は生産者補給金」に改め、同条を第三十一条とす

る。

第五章を第六章とする。

第十五条第一項中「若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者及び「原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量」を削り、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。(指導及び助言)

第二十条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができ

る。

第四章を第五章とする。

第十三条の見出しを「(指定乳製品等の交換)」に改め、同条中「(指定乳製品)」を「(指定乳製品等)」に、「(当該指定乳製品を)これに」、「(指定乳製品と)」を「(指定乳製品等と)」に改め、第三章中条を第二十六条とする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。)に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは

三條に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条を第二十五条とする。

第十二条中「原料乳」を「加工原料乳」に、「(指定乳製品を)」を「(指定乳製品等を)」に改め、同条中「(指定乳製品)」を「(指定乳製品等)」に改め、同条第十二条の前を見出しを削り、同条中「(指定乳製品等を)」に改め、同条に次の各号を加える。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第十条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「(指定乳製品等の売渡し)」を付する。

第九条の次に次の二節、章名及び六条を加える。

第一節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十条 都道府県知事(第五条第二項第一号の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣)は、第十二条第二項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確實に実施できることと認められること。

二 定款その他の基本約款において、生乳受

税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡さし、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

第十九条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をするべき価額とする。
(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)
第二十条 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売戻しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当つて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を

買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 機構は、第十八条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当つて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)
第二十一条 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十八条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十九条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。
(准用)
第二十三条 第十二条に次の二項を加える。

2 機構は、前項第二号の業務に係る勘定において通則法第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、前項及び同条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けたて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、第十一条中「第十一条第一号口及びハ」を「第十一条第一号ハからハまで」に改める。

第十五条中「第十二条第一号」を「第十二条第一号又は第二号」に改める。

第十七条中「第十条第一号二、第二号」を「第十条第一号口の規定により機構が交付する生産

「二」に、「指定乳製品」を「指定乳製品等」に改め、同号ハを同号ホとし、同号口中「指定乳製品」を「ハの業務に係る指定乳製品等」に改め、同号口を同号二とし、同号イの次に次のように加える。

口 加工原料乳についての生産者補給交付の交付を行うこと。
ハ 指定乳製品等の輸入を行うこと。
二 第十二条第一号に次のように加える。
二 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。

等の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十二条の見出しを「(区分経理等)」に改め、同条第一号中「第十条第一号」を「第十条第一号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条第一号口からハまでの業務及びこれらに附帯する業務

等の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十二条に次の二項を加える。

2 機構は、前項第二号の業務に係る勘定において得た額に相当する額を超えない額を、第十一条中「第十一条第一号口及びハ」を「第十一条第一号ハからハまで」に改める。

第十五条中「第十二条第一号」を「第十二条第一号又は第二号」に改める。

第十七条中「第十条第一号二、第二号」を「第十条第一号口の規定により機構が交付する生産

者補給交付金及び集送乳調整金並びに同条第二号に改める。

第十八条第二項中「新暫定措置法第三条第一項及びそれぞれ新暫定措置法及び」を削る。

附則第六条第二項中「第十二条第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

附則第八条第二項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

附則第五条中「新暫定措置法第三条第一項及び」を削る。

附則第六条第二項中「第十二条第三号」を「第十二条第一項第二号」に改める。

附則第八条第二項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

附則第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定 公布の日

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定 公布の日

二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十年三月三十一日

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止)

第二条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)は、廃止する。

(畜産経営の安定に関する法律の一部改正等に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律(以下「新畜安法」という)第二条第四項に規定する対象事業者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前において

も、新畜安法第五条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する年間販売計画を作成し、同項に規定する契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出することができる。

第四条 平成三十年度の総交付対象数量(新畜安

乳」に改め、「次項の」を削り、「指定乳製品の下に「その他政令で定める乳製品を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉、牛肉その他の政令で定める食肉であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいい、「対象事業者」とは、対象事業を行なう事業者をいう。

イ 生乳受託販売(委託を受けて行う生乳の乳業者(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第二条第二項の乳業を行う者をいう。口及び次号において同じ。)に対する販売又は委託を受けて行う生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいい、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会をいふ。第十七条第三項及び第十九条第一項において同じ。)が行う場合にあつては、当該生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会に対するこれらの委託を含む。以下同じ。)

ロ 生乳買取販売(買ひ取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売をいう。以下同じ。)

二 自ら生産した生乳の乳業者に対する販売(委託して行うものを除く。)の事業(以下「第二号対象事業」という。)

三 自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売(委託して行うものを除く。)の事業(以下「第三号対象事業」という。)

第二章の章名中「主要な畜産物」を「指定食肉等」に改める。

第三条第一項中「次の安定価格」を「指定食肉の安定基準価格及び安定上位価格(以下「安定価格」という。)」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては」を削り、同条第三項中「及び安定下位価格」を削り、「下つて原料乳、指定乳製品及び」を「下回つて、」へと改め、同条第五項中「原料乳又は」及び「に超えて」を削り、「これら」を削り、「これらの再生産」を「その再生産に」とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他経済事情を考慮して「を」「として」に改める。

第五条を削る。

第六条の見出しを「指定食肉等の保管又は販売に関する計画」に改め、同条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「原料乳を加工原料乳に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項及び第二項」に、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を削り、同条第九項とし、同条第十項を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出

しとして「(指定食肉の買入れ)」を付し、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「指定食肉等」に改める。

第三章の章名中「主要な畜産物」を「指定食肉等」に改める。

第九条の前の見出しを削り、同条中「指定乳製品又は」及び「指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては」を削り、「売り渡す」を「売り渡すに改め、同条ただし書中「これらの方法を「これ」に改め、同条を第七条とし、同条の前に見出しとして「指定食肉の売渡し」を付する。

第十条中「原料乳及び指定乳製品又は」については、これらを削り、「これらの再生産」を「その再生産に」とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他経済事情を考慮して「を」「として」に改める。

第十一条の見出しを「(指定食肉の買入れ又は売渡しをしない場合)」に改め、同条中「第七条の」を「第六条の」、「又は第九条の」を「又は第七条」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第九条」を「第七条」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第九条」を「第七条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号を同条第六号とし、同条第九号を同条第七号とし、同条第十号を同条第八号とする。

第十四条第一項中「原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これららの価格の安定に関する事項を調査するため必要があるときは、その」を「この法律の施行に必要な」に、「これららの生産者」を「指定食肉若しくは鶏卵等の生産者」に改め、「集荷業者」を削り、「対し」の下に「指定食肉若しくは鶏卵等の生産費、販売価格若しくは在庫量その他」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項及び第二項に次の二項を加える。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。)に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これら

の者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第三章中第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事務の区分)

第三十七条 第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む)、第十九条第二項、第二十条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を「第五条第三項、第八条各号又は第三十一条各号」に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指導及び助言)

第三十五条 農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章を第五章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

(生産者補給交付金等の交付)

第十二条 機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という。)を交付

することができる。

一 第一号対象事業 生産者補給交付金

二 第二号対象事業 生産者補給金

三 第三号対象事業 生産者補給金
(年間販売計画の作成等)

第十二条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品(指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。)の販売に関する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第一号対象事業を行なう対象事業者次に掲げる事項

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの販売予定数量

二 その他農林水産省令で定める事項

ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの販売予定数量

二 その他農林水産省令で定める事項

ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの販売予定数量

えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができること。

6 農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域(次項において「計画記載地域」という。)が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容(同項の規定による通知をしたときには、当該通知に係る変更後の交付対象数量)を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8 第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えるときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

第十三条 総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとす。

2 総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

い。

官 載 (号 外)

4 農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。い。

5 農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第十四条 農林水産大臣(第十二条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。)は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

7 農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量(その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合にあつては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量(当該数量が零を下回る場合には、零とする。))を機構に通知するものとする。

3 機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

(生産者補給金の単価)

第十五条 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農經營の合理化及び集乳の効率化を促進することとなるよう配慮するものとする。

3 第十三条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第十六条 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者(第一号対象事業を行つた事業者をいふ。以下同じ。)は、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該第一号対象事業者に牛乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。この場合において、当該第一号対象事業者は、当該委託又は売渡しをした者に対し、その者に対して交付する生産者補給金の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを受けた者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

3 機構から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者は、その行う第一号対象事業の実績その他の農林水産省令で定める事項を、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に對し報告しなければならない。

4 前項の規定により報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、当該報告に係る事項を、同項の規定の例により、その者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に對し報告しなければならない。この項の規定による報告を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

5 第一号対象事業者は、第一項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該第一号対象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、農林水産省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

(第一号対象事業者の指定)

第十七条 都道府県知事(第十二条第二項
第一号の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣。第十九条第二項並びに第二十条第一項及び第二項において同じ)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第十二条第二項第一号の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

三 前号の地域が一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該區域を分けて区域を定めたときは、その区域)を単位とするものであること。

四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る

第二節 集送乳調整

第一節 集送乳調整金の交付 と対象事業者の指定

官報(号外)

- 品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。
- 4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同一条第一項の許可、承認等とみなす。
- 5 前項の機構の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。
- (輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)
- 第二十六条 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。
- (輸入に係る指定乳製品等の売戻し)
- 第二十七条 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならぬ。
- 2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買い戻さなければならぬ旨の条件を付することができる。
- 3 機構は、第二十五条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当つて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る指定乳製品等の売戻しの価額を定める。

- の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額とする。
- 2 第二十五条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。(準用)
- 第二十九条 前三条の規定は、第二十五条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第二十六条中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。
- (指定乳製品等の売渡し)
- 第三十条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めることにより、隨意契約その他の方法で売り渡すことができる。
- 一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。
- 二 指定乳製品の生産条件及び需給事情の経済事情を考慮し、指定乳製品等の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

- 三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。
- (指定乳製品等の交換)
- 第三十三条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。
- 本則に次の二条を加える。
- 二 指定乳製品の生産条件及び需給事情の経営に改める。
- 第三十四条 法人(法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者は、法人若しくは人の代理人、使用人その他の

- 従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第四十一条 第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。
- 附則第十条中「第七条第二項及び第三項並びに第九条を「第六条第一項及び第二項並びに第七条」に改める。
- 第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の改正規定の前に次のように加える。
- 第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。
- 第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の改正規定を次のように改める。
- 第十条第一号中「畜産物の価格」を「畜産物の価格」を「畜産物の価格」に改め、同号イ及びロ中「指定乳製品及び」を削り、同号ハ中「畜産物の価格安定に関する法律」に、「価格安定措置」を「措置」に改め、第六条第二項、第三項又は第四項を「畜産物の価格安定に関する法律」に改め、「指定乳製品」を削り、同二項に改め、「指定乳製品」を削り、同号に次のように加える。
- 二 加工原料乳についての生産者補給金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行うこと。
- 六 指定乳製品等の輸入を行うこと。

第二十八条 前条第一項の規定による機構

へ、本の業務に係る指定乳製品等の貢入れ、交換及び売渡しを行うこと。

トへの業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。

チ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。

第二条のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十二条の改正規定中「第十一条第一号イ」を「第十一条第一号イからハまで」に、「第十一条第一号からハまで」を「第十一条第一号二からチまで」に改め、同法第十四条の改正規定を次のように改める。

第十四条中「及び口」を「口及びホからチまで」に改める。

第二条のうち、独立行政法人農畜産業振興機構法第十七条の改正規定中「第十一条第一号ニを削り、「第十一条第一号口」を「の規定により機構が交付する補助金、同号ニ」に改め、同法第十八条の改正規定中「第十八条第一号中「第十一条第一号ニ、第二号」を「第十一条第二号」に改め、同条第二号」を「第十八条第二号」に改める。

附則第三条の見出し中「畜産経営の安定に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改め、同条中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第五条第四項」を「第十二条第四項」に、「第六条第二項」を「第十三条第二項」に、「第八条第三項及び第十五条第三項」を「第十五条第三項及び第二十二条第三項」に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項及び第

十一条」を「第十七条第一項及び第十八条」に改める。

附則第七条中「畜産経営の安定に関する法律第七条第一項」を「畜産物の価格安定に関する法律第六条第一項」に改める。

附則第十二条のうち地方自治法別表第一社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の項に次のよう

に加える改正規定中「第七条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第一項(第十三条第三項)を「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項(第二十一条第三項)に、「第十二条第二項、第十三条第一項」を「第十九条第二項、第二十条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

附則第十三条のうち、関税暫定措置法第七条の第三項第二号の改正規定中「第十七条第一項」を「第二十四条规定第一項」に改め、同法別表第一〇四・〇一項から第〇四・〇五項までの改正規定中「第一七条第一項」を「第二四条第一項」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

(内用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同条第一項中「第二条第三項」を「第一条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第二条第三項」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項及び第

は「第二号」とあるのは「若しくは第二号」と「」を加え、「補助金」を「補助金について」に、「生産者積立助成金」を「生産者積立助成金について」に改める。

附則第七条中「畜産経営の安定に関する法律第七条第一項」を「畜産物の価格安定に関する法律第六条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二

条第一項に改め、同条第二項中「第十二

条」を「第十二条第一項」に、「加工原料乳生

産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三条第一項第一号から第五号まで」を「機構法第十一条第一号二からチまで」に改める。

附則第十五条のうち食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第四十条第三項の改正規定中「第四十条第三項」の下に「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、「」を加える。

附則第十三条のうち、関税暫定措置法第七条の第三項第二号の改正規定中「第十七条第一項」を「第二十四条规定第一項」に改め、同法別表第一〇四・〇一項から第〇四・〇五項までの改正規定中「第一七条第一項」を「第二四条第一項」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

(調整規定)

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

(調査規定)

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

理由

需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金等を交付する制度を導入するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同条第一項中「第二条第三項」を「第一条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第二条第三項」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項及び第

立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」といいう)の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主要な内容は次のとおりである。

1 畜産経営の安定に関する法律の一部改正

(一) 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

(1) 機構は、生乳受託販売若しくは生乳販取販売の事業、自ら生産した生乳の乳業者に対する販売の事業又は自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売の事業を行つて事業者(以下「対象事業者」という)に対し、生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という)を交付することができる。

生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売の事業を行つて事業者(以下「対象事業者」という)に対し、生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という)を交付することができる。

こととする。

(2) 生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、生乳等の販売に関する計画を作成して農林水産大臣に提出しなければならないこととし、農林水産大臣は、当該計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度を通知するものとすること。

これは、当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度を通知するものとするところ。

(2) 集送乳調整金の交付

(1) 都道府県知事又は農林水産大臣は、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、一又は二以上の都道府県の区域において委託又は売渡しの申出を拒まない等の要件を満たす生乳受託販売又は生乳買取販売の事業を行う対象事業者を、指定事業者として指定することができる。

機構は、指定事業者に対し、集送乳調整金等を交付するものとすること。

(2) 機構は、指定事業者に対し、集送乳調整金等を交付するものとすること。

<p>(三) 指定乳製品の価格の安定に関する措置 機構は、指定乳製品等の輸入並びに機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入及び売戻しを行うことができるものとすること。</p> <p>2 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改</p>
<p>機構の業務として、生産者補給交付金等を交付する業務等を追加すること。</p>
<p>3 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止</p>
<p>加工原料乳生産者補給金等暫定措置法は、廃止すること。</p>
<p>4 施行期日</p>

この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るために措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年五月二十五日

農林水産委員長 北村 茂男

[別紙]

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
我が国の酪農は、生産者の努力の積重ねにより、先進的な経営を実現させてきた。しかしながら、担い手の高齢化や後継者不足を背景に飼養戸数、飼養頭数ともに減少しており、生産基盤の強化に向けて、生産現場では総力を挙げての取組が懸命に続けられている。こうした状況を踏まえ、補給金制度の改革は、生産現場における不安や混

<p>一 新たな補給金制度の運用に当たっては、制度の目的を踏まえ、現行の指定生乳生産者団体に出荷する生産者が不公平感を感じないようにするとともに、事業者が乱立した結果、乳価交渉力強化・用途別安定供給・共同販売体制の強化などの現行の指定生乳生産者団体の機能が損なわれないよう、万全の措置を講ずることとともに、その機能強化に向けた取組を後押しすべく、万全の措置を講ずること。</p>
<p>二 補給金交付の要件となる年間販売計画は、飲用向けと乳製品向けへの調整の実効性が担保されるものとすること。</p>
<p>三 補給金の算定に当たっては、牛乳・乳製品の需給の安定等を通じた酪農経営の安定を図り、国民消費生活の安定に寄与するため、生乳の再生産が確保されるよう、その単価を適切に設定すること。</p>
<p>四 集送乳調整金については、条件不利地を含む広域的な地域から、正当な理由なく集乳を拒まない事業者にのみ交付する仕組みとし、その単価を適切に設定すること。</p>
<p>五 部分委託については、場当たり的な利用を確実に排除し、年間を通じた用途別の需要に応じた安定的な取引が確保され、生産者間の不公平が生じないよう、厳格な基準を設定し、その適切な運用を図ること。</p>
<p>六 現行の指定生乳生産者団体が新制度における指定生乳生産者団体に円滑に移行できるよう、関係者の意向や実態を十分踏まえた適切な措置を講ずること。</p>
<p>七 対象事業者に対する指導及び助言に当たつては、生産者の公平な取引であるなど、必要に応じて国が調査し、実効性ある改善指導を行うこと。</p>

官 報 (号 外)

平成二十九年五月二十六日 衆議院会議録第二十八号

明治二
種類
郵便
物認
可日
三十五年三月三十一

発行所
二東京一 神奈川五 都港五 行号五 行政法人 國立印刷局
虎ノ門四 区八 丁目二五
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 二三〇円